

何に崇られるか道路豫算

田 中 好

年中行事として繰返される政府豫算の編成、固より國策財政に關することであるから、經濟界は勿論のこと政界其の他の各方面から政府の編成方針を聞かむとするのは當然のことであるが、事實は夫れを裏切つて輕視してゐる、何故であらう？ お濠端の柳の樹に蟬の聲を聞く頃に爲ると、いつも型のやうな豫算編成方針が閣議で決定される、夫れは内閣が變らうが變るまいが藏相其の人が違ふが違ふまいが頓着なしに同じ言葉を繰返すからである、曰く新規要求は己むを得ざるものゝ外は認めない、一般經費は節約を旨とし×割を差引くと、此調子だから此頃は新聞の報ずる豫算編成方針などに眼を附ける者が無くなつた程に型にはまつてゐる、口善くない連中が政府の豫算編成方針を勅令で規定するが可いと評したのも無理ではない、夫れは永年に亘つて政府の財政状態が不變性を持してゐるからだと辯明する人もあらうが、現代社會の要求に即した財政の根本的建直しが出来ない否な建直さむとするにも其の能力と偉力とのない連中が財務方面に蟠居してゐる勢である。財務方面に眞に國家財政を憂ふるの士があつたならば、不合理極まる税制を改革し諸政の刷新を計つて合理的な財政の切盛をやるのであるが、夫れが出来得ないのが今の財務當局である、與へられた財源を限度として歳出を

制しやうとする、夫れも尤もなことで咎むべきでないが時世の大局に眼を附ける明がなく臧出を制するのだから耐らない、従つて豫算の編成は全く事務官の見地に措置され、財政的には勿論のこと政治的にも是れ程妙味のないものは無い、有金を眼的にして商賣してゐる質屋の番頭と毫も異るところはない是では國民生活の更正政策を懸け離ること幾何なるぞやと言はざるを得ない。

筆者の言ふところは政府も亦之を承認するのであつて、内閣審議會を設置したのは即ち夫れを裏書きするものである。併しながら其の決定を俟つて夫れを實現することは古い言葉だが、百年河清を待つゝの類であることは、歴代の内閣が一枚看板として設けた××會の事蹟に徴して疑ふべくもない、素より短命なるべき内閣の設けた此種會議に夫れを求むるのは或は求むる方が間違ひであるかも知れない、だから夫れが決定するまでは質屋の番頭が有金を限度にして、時世の要求するところに應ずるやうに切盛することが、財務當局當面の任務であるが、年中大藏省の片隅に實社會と懸け離れた世話をしてゐる人々が、果たして之を爲し遂げるかど頗る疑問である、殊に莫大な國防費の要求に遭つてゐる現在に於て一層其の感を強くするのである。

○
這般新聞紙の報ずるところに依ると、大藏省豫算査定の方針として、兵農兩全の建前で治水費に優先權を附與して豫算を査定すると言つてゐる、即ち國防費の重壓に依つて茲數年來内政關係の豫算は遂次削減され、農村應急施設費として眞に窮乏堪へ難い農漁山村に糊口の資を供したに過ぎない農村應急施設費も、明十一年度豫算からは抹殺される憂目にある、夫れに國防費は膨脹し我國豫算は跛行性を極度に表はして來た、そこで兵農兩全主義が強調さるゝのであるから、大

藏當局に於ては明年度豫算の査定に方つて、此點を苦慮し豫算跛行の問題が政治的社會的に重大化する以前に内政經費の復活を計り、一方軍事費を極力抑制し豫算の均衡を維持する方針を採ることゝ爲つた而して内政關係事業中治水費の増額を計ることが、農漁山村の窮乏を救済するに一番役立つて所謂一石二鳥の案であると言ふのである、即ち最近數年間洪水に依る被害が頻發し、其の都度莫大な國帑を費して復舊復興を計つてゐるが、未だ完全でないが爲に何時災禍を繰返すか判らない状態であるから、國家百年の治水國策を確立して實行する必要がある、現に毎年内務農林兩省所管に於て、治水に投ぜらるゝ經費は三千萬圓を突破してゐるが、これとても道路港灣等各般の土木事業を並列的地位を占むるに過ぎないのであつて、治水の根本國策を缺如してゐる爲に技術的統制を期することが出來ず、又行政上にも矛盾撞着してゐる點があるから今後治水國策を實行するには、港灣道路治水三者の並列主義を排し治水の經費は道路港灣費に對して優先的に承認すると言ふことである。

軍事豫算膨脹の爲に内政關係豫算が著しく減額され、之が爲に國內産業が萎縮振はない状態に陥ることは、其の豫算編成當時に於て吾人が言葉を極めて主張したところであつたが、財務當局は常にこと國防に關すると言ふを理由として内政關係豫算を抑制したのであつた、即ち彼等は跛行的豫算たるを承知して編成したのであつた、之を今回並行せしめむとするのは假令夫れが前議會に於て論議主張された勢であるにしても、其の非を悟つて改めむとするは寔に喜ぶべきことであつて強て咎めないのである。

素より國防費と内政費との跛行的經理を矯正するが爲に、農漁山村の窮乏を救済する事業を以てせむとする財務當局の

考案に對する可否は別としても、近時各地に頻發する水害は、獨り人畜を傷害するばかりでなく、國民が永年に亘つて經營した財貨を損壞するの慘事を招來し、爲に地方産業を萎靡衰退せしめてゐることは、何人も人生の一大慘事として痛嘆するところである、従つて之が禍根を艾除するが爲に、完全な治水國策を確立して慘禍を未前に防止せむとすることは何人も異論の無い所であつて、寧ろ其の畫策の遅かりしを遺憾とする位である、併し夫れが爲に治水事業を以て道路港灣の事業に優先せしむるの理由とは爲らないのである、想ふに内政を進展せしむるが爲に政府の執行すべき事業は多々あるが、是等事業の内何れを選択すべきかを決定するに方つては其の事業に依り擧げらるべき國家國民の利益の多寡を判斷して其の多きものを優先せしむべきは經營經濟上當然とするからである、従つて治水政策の實行に依つて莫大の利益を擧げ得ても、夫れ以上の利益を有する道路港灣の事業がありとすれば、夫れを捨てゝ治水事業なるが故を以て夫等に優先せしむる何等の理由がないのである、此事理は卑近の事例を以てする迄もなく、出水に依つて百萬圓の損害を與ふべき河川と、五十萬圓の損害を與ふべき河川と並存する場合に於て、何れを優先改修すべきかは、言ふ迄もなく前者を優先せしむる、夫れと同様に十年目一回の出水に依つて百萬圓の損害を與ふべき河川と、毎年五十萬圓の利益を擧げ得べき道路を改良すると、何れを優先せしむべきかと問ふと同一である、故に治水政策に依つて改良さるべき河川自體の優劣を決定すべき理論は、之を河川と道路港灣又は是等相互の優劣を決定する場合に於て同一であらねばならぬ、従つて治水事業なるが故に道路港灣事業に優先せしめむとする如きは、財務當局が國防費と内政費との跛行的經理を矯正せむが爲に、道路河川港灣事業の跛行的經營を再び繰返すものであることは多言を要しない。

政府の希圖する農漁山村を救濟することが所謂兵農の均衡を保持する所以でありとし、其の手段として土木事業を執行

せむとするに在らば、既往に於ける農漁山村救済事業の事實に徴して之を判断するが可い、蓋し先年來地方が中央に救済を求め、之が爲に鉅額の國帑を支出して地方が執行した土木事業の種類に就て觀るときは、其の事業費の三分二は道路改良費に充當されてゐる、其の甚敷に至つては道路費の配當額尠きが爲に名を農林省所管の林道の改良に藉りて町村道を改良したるものも尠くないと聞く、此の如きは農村生活に自動車交通の効果を利用せむとする農民の希望と見て可い、即ち農業生産に必要な肥料其の他の物件の供給と、農産物の販賣に自動車を利用して低廉な交通費を負擔せむとする慾望を有するからである、此民衆の希望と國家利益とを無視して治水事業のみを執行せむとするは政府の方針と矛盾し不合理である。或は財務當局の謂ふ治水政策なるものが、既に地方の要求する災害復舊事業を指すに在りとすれば、夫れは羊頭を掲げて狗肉を賣るの類である。蓋し災害の復舊工事は政府自ら之を補助するの責務を有するものであつて、言はず責任負擔を内政振興經費に轉換せしめむとする畫策に外ならない、殊に災害復舊工事は其の趣旨とするところ原狀を回復するに在つて既存物の改良を許さない、従つて之に鉅額の經費を投ずるにしても、其の効果は罹災前の夫れと毫も異るところがないのである。

道路改良の効果は今茲に述ぶる必要はないが、自動車の發達に依つて陸上運送に一大變革を來し、數年前迄は新式交通機關と言はれた鐵道や軌道の類を摩せむとしてゐる、従つて地方到るところに舊來道路の改良が要求され、治水事業の不完備に依つて失はるべき利益や或は得べき利益に比し遙に優位を占むる道路改良事業を排して、夫れ以下の利益を有する事業を執行せむとするのは打算を脱した無謀の擧と言はざるを得ない。

以上述べた所に依つて、大藏當局が畫策するやうな、治水事業を道路や港灣の事業に優先せしめむとする考案は、事業經營上當然に歸結すべき理論に悖り又從來爲された事業の實績を無視したものと云はねばならぬ、或は與一利不加除一害と言つた考案を以て政治せむとするに在れば即ち已む、現在の諸政は夫れ程簡單なものでないのである、此の如き方針を以て一石二鳥と言ひ得べくむば、筆者の竝行主義は確に一石三鳥と言ふも過言ではない、従つて財政當局の意見が新聞紙報導の如きものとすれば、叙上の事由に依つて再考すべき自責的任務を見出すであらう、賢明な内務當局が跛行的考察に依る愚論に盲從するとは信じないのであるが、往々にして中央政府に倣はむとする地方が此愚論に禍されむことを慮ると同時に、兵農兩全政策とやらに崇られないやう道路費豫算を成立せしめられたい。

明ニ國制

國之禮義。納民于善。國之禁令。防民之非。牧民者。不宜而布之。爲民者。豈知而行之。
故宜以官府所行禮制律令之切於庶民者。纂輯二圖。一曰禮。二曰律。刊而成幅。凡民之家。悉皆給付。使之懸于坐上。常目在之。俾民知禮。而日趨於善。知法而不敢爲惡。則牧民者之能事也。